

昭和三十七年政令第四十五号

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令  
内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償損失）

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号に規定する法律で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第二項、第四十三条の二第四項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十四第四項、第四十条、第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十三条の二十一の二、第二十二条の二第二項において準用する第十二条の二第二項、第四十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十第四項、第四十三条の二十五第五項において準用する第十二条の二第二項、第四十八条、第五十条第四項、第五十六条の三第二項において準用する第十二条の二第二項、第五十五条の十六、第五十五条の十八第四項、第五十五条の二十三第二項において準用する第十二条の二第二項、第五十六条の三、第五十七条第四項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第二項、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。

三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものないこと。

第二条 法第三条第五号に規定する原子力損害であつて政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

（以下「補償料率」という。）は、次の各号に掲げる補償契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第二条の表第一

号に規定する熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約 一万分の二

二 前号に掲げる補償契約以外の補償契約 一万分の三（大学又は高等専門学校における原

子炉の運転等に係る補償契約については、一

万分の一・五）

より原子力損害の賠償に充てることができる金額が当該補償契約の補償契約額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する料率に、当該充てることができる金額を当該補償契約の補償契約額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

（通知）

第四条 原子力事業者は、法第九条の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 原子炉の使用の目的

ロ 原子炉の型式、熱出力及び基數

ハ 原子炉を設置する工場又は事業所（原子

船を船舶に設置する場合にあつては、その

船舶を建造する造船業者の工場又は事業

所）の名称及び所在地

ニ 原子炉設置の位置、構造及び設備

ホ 原子炉の運転の開始時期及び予定終了

ト 時期

ヘ 原子炉に燃料として使用する核燃料物質

の種類及びその年間予定使用量

チ 責任保険契約の処分の方法

ホ 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項

ハ 加工施設を設置する工場又は事業所の名

称及び所在地

ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

ハ 加工の開始時期及び予定終了時期

イ 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の

名称及び所在地

口 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

ハ 再処理の開始時期及び予定終了時期

二 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量

ホ 責任保険契約に関する事項

イ 使用の場所に係る事項

ハ 核燃料物質の使用に係る補償契約について

ホ 使用の場所及び方法

二 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

ホ 使用の開始時期及び予定終了時期

ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位

置、構造及び設備

ホ 使用の開始時期及び予定終了時期

ハ 責任保険契約に関する事項

イ 使用済燃料の処分の方法

ホ 責任保険契約に関する事項

二 使用済燃料の貯蔵に係る補償契約について

ハ 使用済燃料の貯蔵の位置、構造及び設

備並びに貯蔵の方法

ホ 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終

了時期

ハ 使用済燃料の貯蔵施設を設置する事業所の

名称及び所在地

二 貯蔵する使用済燃料の種類及び数量

ホ 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出

ハ 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終

了時期

ハ 責任保険契約に関する事項

二 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

二 責任保険契約に関する事項

ハ 廃棄の開始時期及び予定終了時期

八 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

二 責任保険契約に関する事項

九 条第六号に規定する貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 貯蔵の場所及び方法

ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

二 責任保険契約に関する事項

イ 貯蔵の開始時期及び予定終了時期

ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

二 責任保険契約に関する事項

イ 貯蔵の場所及び方法

二 責任保険契約に関する事項

ハ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

二 責任保険契約に関する事項

イ 廃棄の場所及び方法

二 責任保険契約に関する事項

ハ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

（補償契約の解除）

第七条 文部科学大臣は、法第十三条の規定により、補償金を支払った日から一年以内に、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならぬ。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

（補償金の返還）

第六条 文部科学大臣は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならぬ。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

（補償金の返還）

第七条 文部科学大臣は、法第十三条の規定により、補償金を支払った日から一年以内に、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならぬ。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。

（補償金の返還）

第六号に規定する運搬に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 運搬の経路及び方法

七 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一

（補償契約の解除）

第八条 削除

（補償契約の解除）

第九条 法第十五条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害

の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

#### (過意金)

第十一条 法第十七条规定する政令で定める事項

は、次に掲げるものとする。

一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。

二 損害賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合において、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けること。

三 原子力損害が発生した場合において、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況を文部科学大臣に通知すること。

四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を文部科学大臣に通知すること。

第五条 この政令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)以下「改正法」という。附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)以後、「改正法の施行の日」という。)から施行する。

#### 附 則 (昭和五十四年一月一六日政令第一二八〇号)抄

1 この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十四号)の施行の日(昭和五十五年一月一日)から施行する。

#### 附 則 (昭和五十四年一月二七日政令第一二八〇号)抄

1 この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十七号)の施行の日(平成十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日政令第三七八号)抄

この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二一年八月七日政令第二〇一号)抄

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年一月二五日政令第一二号)抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二五年六月二六日政令第一九一号)抄

この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

#### 附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一七二号)抄

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月十日)から施行する。

#### 附 則 (平成二七年四月八日政令第一七四号)抄

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月十日)から施行する。

#### 附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一七二号)抄

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年七月十日)から施行する。

#### 附 則 (平成二七年四月八日政令第一七五号)抄

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年七月十日)から施行する。

二 この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

#### 附 則 (昭和四六年九月三〇日政令第三二三号)抄

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十三号)から施行する。